

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和3年10月23日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

住所：富山県高岡市福岡町福岡新 181
名称：イセ・エメラルドウェイ株式会社
代表者氏名：代表取締役 久住 善行

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社はITサービスを活用することに軸足を置き、富山県あるいは北陸地方において、広く様々な課題に直面している企業様をご支援していきたいと考えている。その一環として、ある事業者の都合によって、メールやWEB広告をやたらとまき散らすのではなく、欲する人と欲されるサービス、欲する人と欲されるモノを結び付けるマッチングサービスについてスタディしてきた。そしてある新聞記事をきっかけに、人財の「出向」という方法で、一時的なりソースシフトの需要があることを知り、その実現を支援するマッチングサービスを提供することを考えた。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発・提供」に該当する。
新型コロナウイルスの影響が深刻な中、需要の低下による生産調整のために生産力の抑制が必要であったり、逆に医療関係や外国人労働力に依存してきた領域において、人手不足が深刻であったりする。一方で、雇用維持の観点やアフターコロナ局面での需要の戻りを考えると、単純に人員削減を行うこともできない状況がある。このような中、一時的に人員を流動化させ、配置転換を図ることは相当の価値があると考えます。

コロナウイルス感染拡大あるいは他の理由によって、一時的に人財の余剰が発生している、あるいは逆に一時的に人財の補強が必要な状況にある企業を対象に、企業間の出向・出向受け入れの機会を紹介するサービスを開始したい。これは転職などの一方通行の人財シフトではなく、企業間の出向契約に基づく有期限の人財交流の場を提供するサービスである。従って、特定の労働者と雇用企業との雇用関係は継続し、契約期間が終了すれば雇用企業に復帰することを前提とする。

【ビジネス規模想定】

富山県内事業者を対象として、以下の通りビジネス規模を試算する。

富山県全産業事業者数(*1) :	51,785社	①
全従業員数(*1) :	504,554人	②
平均年収(*2) :	3,636千円	③

*1 とやま経済月報 平成31年1月号より

*2 2018年度労働統計資料より

仮説a	事業者の20%が本課題を有している
仮説b	そのうち10%が解決策として出向/出向受け入れを希望している
仮説c	増・減員の要求数を社員数の10%とする
仮説d	増減要素の相殺で実数はその半数
仮説e	そのうちの成約率を5%とする
仮説f	成功報酬額を出向契約の人件費負担額の10%とする

成約想定人数 = ② × 仮説a × 仮説b × 仮説c × 仮説d × 仮説e = 25人
収入想定 = ③ × 仮説f × 25人(成約想定人数) = 9,173千円

*データ閲覧についても課金対象とする場合は、別途収入を得られる。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 実施主体

- ・サービス提供事業者：当社
- ・サービス利用者：当社顧客、出向元企業・出向先企業（富山県内事業者）

(2) 事業概要

(基本的な事業構造)

- ① 本事業は、労働者が出向元企業に在籍したままで、出向先企業と労働契約を締結する「在籍出向」を基本とする。
- ② 出向元企業は、(i)経営・特定技術・特定業務ノウハウなどを活用した経営指導、技術指導の実施、(ii)労働者の職業能力開発、(iii)新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した場合に労働者を離職させるのではなく、雇用機会を確保することなどを目的として、該当する人財の送り出しが可能な状態において、「在籍出向」を行うものとする。人財の送り出しを業として、継続的に出向先企業を探すものではない。
- ③ 出向元企業は出向先企業から、出向者を送り出すことによる手数料等は受け取らず、営利を目的としていない。なお、出向者の人件費については、出向元企業と出向先企業の協議に基づき、出向契約でその負担割合を定めるものとする。
- ④ 当社は出向元と出向先の企業間のマッチングと具体的に出向を実施するに当たっての契約やプロセスの概要をアドバイス・支援するのみで、企業間の出向契約や出向先企業と労働者との労働契約の内容は、当該企業間あるいは当該企業と個別労働者との協議によるものとする。

(業務の流れ)

- ① 当社が、契約事業者（以下、「顧客」という。）候補から、人財の出向・出向受け入れの要望状況を収集する。
- ② 顧客候補が希望する場合、当社と顧客が会員契約を締結する。

※当社は、出向送り出し顧客が、(i)経営・特定技術・特定業務ノウハウなどを活用した経営指導、技術指導の実施、(ii)労働者の職業能力開発、(iii)新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した場合に労働者を離職させるのではなく、雇用機会を確保することなどを目的としていることを必ず確認するものとし、確認できない場合は契約を締結しない。

- ③ 顧客は以下の情報を当社システムに登録し、当社は登録データを確認の上、顧客が適宜閲覧できるようにする。
 - ・ 出向受け入れ顧客：人材が必要な業務領域、出向希望時期、想定就業業務、必須スキル
 - ・ 出向送り出し顧客：企業名、業務領域、出向希望時期、人数（二人以上）
 - ・ 情報開示手順
 - A) 受け入れ・送り出し顧客が出向候補に関する上記情報をシステムに登録する
 - B) 顧客が登録した情報については、当社にて個人を特定する内容ではないことを確認する
 - C) 確認できれば、その情報を他の顧客に公開する。個人が特定できるような情報が含まれている場合、情報を登録した顧客に修正または取り下げを依頼する。
 - D) 情報を登録した顧客による修正が完了した後、当社にて内容を再確認し、個人を特定する情報がなければ他の顧客に情報を開示する
- ④ 顧客はシステム上で随時情報開示あるいは情報検索する。あるいは当社から個人を特定する内容ではない情報を顧客に紹介する。例えば、出向受け入れ顧客から「品質管理の専門家を探している」という要望が提示されれば、例えば、当社は「Aという自動車部品の製造メーカーから複数名の品質管理人材の出向希望が出ている」といった個人を特定しない範囲での情報を提供する。その後、出向受け入れ顧客がシステムで情報検索し、条件に合致すれば先のプロセス（⑤以降）に進める。あるいは出向実現に向けてのコンサルティングサービス※を行う。
- ⑤ 興味あるパートナー候補が見つければ、当社と顧客はマッチング契約を締結する。
- ⑥ 出向受け入れ顧客及び出向送り出し顧客は個人情報や会社名、出向条件などを開示して、出向実現に向けて調整を行う。

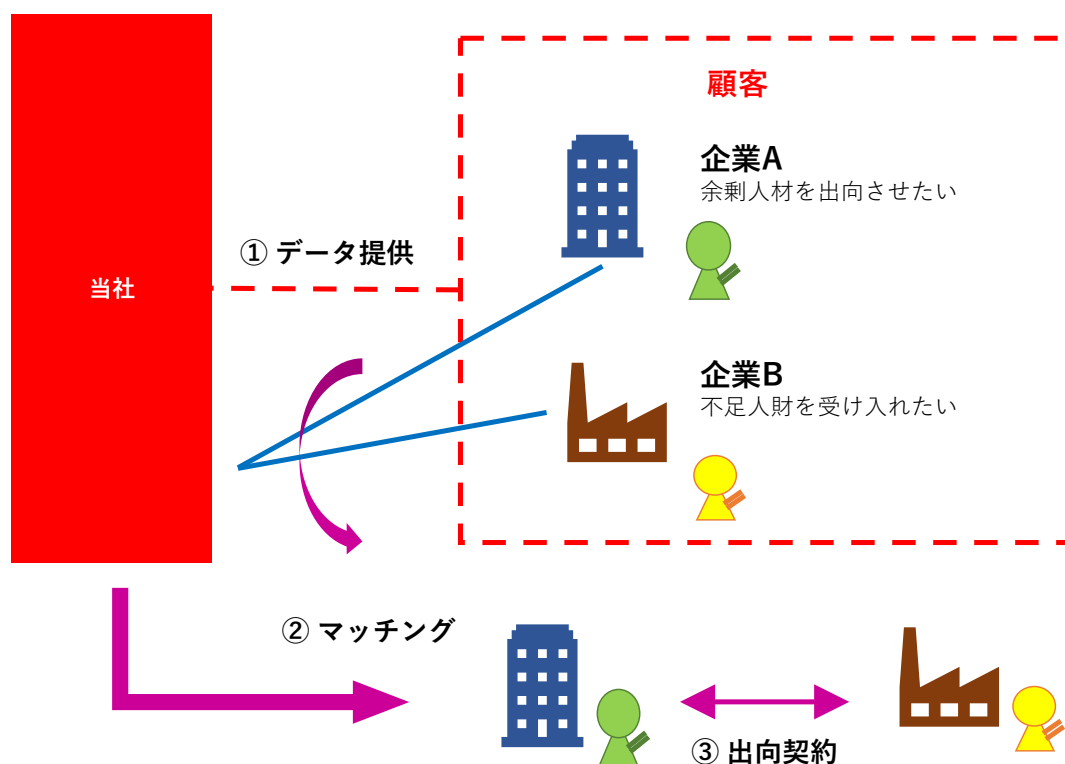
＊当社は要望に応じて当該2社間の出向契約締結に向けたコンサルティングサービスを行うが、対象人材の個人レベルでの推薦斡旋は行わない。

出向者が従事できる業務内容や人数、出向期間、出向後の就業の継続に関する介入など個別の出向契約の内容にかかる調整は顧客間で行い、出向契約締結前・後を含めて、当社は関与しない。

また、本事業において、当社は出向元と出向先との企業間における出向契約締結に向けた支援を行うのみであり、出向先企業と出向者との労働契約の内容は、当該企業と個別労働者との協議によるものとしていること及び当社で個人を特定する情報は把握しないことから、当社が出向者と出向先企業との間の個別の労働関係の開始、存続等についても関与するものではない。

なお、この点について、HP及びコンサルティングサービスを行う際の利用規約にも明記する。
- ⑦ 出向契約が成約した場合は、出向受け入れ顧客及び出向送り出し顧客から当社が成功報酬を受け取る。

※コンサルティングサービス：鳥瞰的なマーケット情報の提供、出向契約締結にかかる契約書に記載すべき事項や出向にあたっての2社間での確認事項・調整事項の助言・相談、出向元・出向先における社員への説明プロセス・出向後のフォローアップのポイントなどの助言・相談など（ただし、個別の出向契約交渉・調整に関する個別の質問・相談には対応しない）



(3) 新事業活動を実施する場所

現在の当社事業所を拠点として、富山県内の法人を対象に営業活動・サービスを開始する。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

令和3年10月 新事業活動の企画

令和4年5月-7月 業務システムの構築、営業活動の開始

令和4年8月 システム稼働&サービスの開始

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

職業安定法

(定義)

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。

7. この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

労働基準法

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、派遣法という。）

(用語の定義)

第二条

1. 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

- (1) 本照会書2-(2)事業概要に記載の当社の行為が、以下に該当しないことを確認したい。

- ① 職業安定法第4条第1項の「職業紹介」に該当しないこと
② 労基法6条にいう「業として他人の就業に介入して利益を得」る行為にも該当しないこと

- (2) 出向元企業が、本照会書2-(2)事業概要-（基本的な事業構造）②に示した(i)～(iii)を目的に社員を出向させる限りにおいては、特段の事情がない限り、当該出向元企業の行為が、派遣法2条「労働者派遣」および職業安定法第44条「労働者供給事業」に該当しないことを確認したい。

【当社の考え方】

(1)-① 職業紹介とは、「求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定義されている。

この点、本事業は、「2-(2)-基本的な事業構造」に記載の通り、人材を自社に在籍させながら他社に出向させたい企業と、人材を受け入れたい企業が、(ウェブ上で)互いの希望に沿った出向条件を見つけた際、当社が詳細な情報提供や面談設定などを通して両企業間の出向契約締結にかかる支援を行うサービスであり、求職者から求職の申込みを受けて行うものではない。また、「あっせん」とは、「職業紹介事業の業務運営要領」において、「求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」とされているところ、本事業は、出向者と出向先企業との間の個別の雇用契約に関する支援・アドバイスは行わず、あくまで出向元企業と出向先企業との間の契約を取り持つものであり、出向者と出向先企業との間の雇用関係をあっせんするものではない。したがって、本事業は職業安定法第4条第1項の「職業紹介」に該当しないと考える。

(1)-② 「2-(2)-基本的な事業構造」に記載の通り、本事業は、あくまで出向元企業と出向先企業との間の契約を取り持つものであり、出向者と出向先企業との間の個別の労働関係の開始、存続等について関与するものではないことから、労働基準法で禁止されている「業として他人の就業に介入して利益を得」る行為(中間搾取)にも該当しないと考える。

(2) 本事業においては、「在籍出向」を基本としており、労働者においては出向元企業との雇用契約があるばかりでなく、出向先企業とも労働契約を結ぶものであるため、労働者派遣法第2条第1項第2号「当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするもの」に当たることから、労働者派遣には該当せず、したがって、出向元企業が「労働者派遣」を行っているものではない。

一方で、「在籍出向」の形態は、労働者供給に該当するものであるから、その在籍出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第44条により禁止される労働者供給事業に該当する。

この点に関し、「2-(2)-基本的な事業構造」に記載の通り、本事業において、出向元企業は(i)経営・特定技術・特定業務ノウハウなどを活用した経営指導、技術指導の実施、(ii)労働者の職業能力開発、(iii)新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した場合に労働者を離職させるのではなく、雇用機会を確保することなどを目的として労働者を出向させるのであり、加えて、出向先企業から出向者を送り出すことによる手数料等は受け取らず、営利を目的としていない。したがって、上記(i)~(iii)を目的に社員を出向させる限りにおいては、出向元企業は、職業安定法第44条において禁止される「労働者供給事業」を行っているものではない。

7. その他

特にありません。

以上